



## 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701

FAX(03)3270-2720

緊急連絡 同上

改訂日 2018/01/16

SDS整理番号 26064150

製品等のコード : 2606-4150、2606-4136、2606-4140、2606-4180

製品等の名称 : オキシ硝酸ジルコニウム二水和物

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
触媒・電子材原料、高分子化合物架橋剤 など



## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

爆発物 : 区分外  
可燃性固体 : 区分外  
自然発火性固体 : 区分外  
自己発熱性化学品 : 区分外  
水反応可燃性化学品 : 区分外

酸化性固体 : 区分2

## 健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 分類できない  
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1C

注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

火災助長のおそれ; 酸化性物質  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

## 注意書き

## 【安全対策】

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。

衣類、可燃物などから遠ざけること。

可燃物と混合を回避するために予防策をとること。

粉じん、ミスト、蒸気などを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

## 【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、皮膚を流水、シャワーで洗う。

直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に

外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

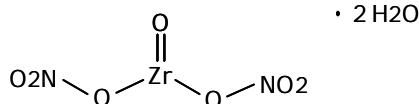
## 【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

## 【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、



現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名	: オキシ硝酸ジルコニウム二水和物 (別名) 硝酸ジルコニル二水和物、 硝酸ジルコニル( )水和物、 二硝酸オキシジルコニウム( )二水和物、 酸化二硝酸ジルコニウム二水和物 (英名) Zirconium oxynitrate dihydrate、 Zirconium dinitrate oxide (無水物として、EC名称)、 Zirconium, bis(nitrato-,kappa.0)oxo- (無水物として、TSCA名称)
成分及び含有量	: オキシ硝酸ジルコニウム二水和物、 99.0%以上
分子式及び示性式	: $ZrO(NO_3)_2 \cdot 2H_2O$ 、 $N_{207}Zr \cdot 2H_2O$ 、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	: 267.26
官報公示整理番号	: (1)-721
化審法	: 1-(3)-351
安衛法	: 14985-18-3 (無水物: 13826-66-9)
CAS No.	: 237-529-3 (無水物として)
EC No.	: オキシ硝酸ジルコニウム二水和物
危険有害成分	: オキシ硝酸ジルコニウム二水和物 ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 313 表示対象物 政令番号 313 危険物・酸化性の物 ・消防法 危険物第1類(酸化性固体) 硝酸塩類 第1種酸化性固体

### 4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに医師に連絡する。 速やかに、大量の水と石鹸で皮膚を洗浄する。 皮膚刺激などが生じた時は、医師の診断、手当てを受ける。
目に入った場合	: 汚染された衣服は(火災の危険があるため)、大量の水ですすぎ洗う。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。 直ちに、清浄な水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	: 眼刺激が持続する時は、医師の診断、治療を受ける。 直ちに口をすすぎ、うがいをする。 吐かせると嘔吐物で再度、のど、食道、気道を刺激するので、無理に吐かせない。 食道や胃粘膜を保護するため、コップ1杯程度の牛乳、水、又は生卵を飲ませる。 直ちに、医師の診断、手当てを受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状: 情報なし

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 本品は不燃性であるが、加熱すると分解して酸素を発生するので、他の物質の燃焼を助長する。 大量の水が有効である。その他、 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤(水素化炭酸塩を除く)、乾燥砂類
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	: 炭酸ガス、水素化炭酸塩の粉末消火剤 : 火災助長のおそれ 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する おそれがある。 摩擦、熱及び不純物の混入により爆発するおそれがある。 熱で容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	: 大火災の場合、火災区域に適度の距離から大量の水を散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱にさらされているときは、移さない。 可能な限り遠くから、無人ホース保持具やモニター付き ノズルを用いて消火する。 消火が不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め完全な防護服(耐熱性)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ： 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
風上から作業し、粉じんなどを吸入しない。  
粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項  
回収、中和  
： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
： 火気厳禁とする。
- (乾燥物) 少量の場合、漏洩物は清潔な帯電防止工具を用いて集め、  
清潔な乾燥した容器に入れゆるく覆いをし、後で廃棄処理する。  
大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の  
水で洗い流す。
- (溶液)  
少量の場合、パーミキュライト、砂、土等、不燃材料に  
吸収させ、空容器に回収する。後で適正に廃棄処理する。
- 紙、綿製ぞうきんなどの可燃物で吸収させ、これが時間と共に乾燥  
すると、突然、発火することがあるので注意する。
- 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、後で適正に  
廃棄処理する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材  
： 危険でなければ漏れを止める。  
蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。
- 二次災害の防止策  
： 可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。  
周辺の発火源を速やかに取除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策  
： 火気厳禁。可燃物や還元剤との接触禁止。  
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
粉じんの発生、堆積を防止する。  
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、  
貯蔵所、取扱所で行なう。  
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が  
必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所  
に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要は  
ない。  
炎、火花または高温体との接触を避ける。  
必要に応じて換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
- 局所排気・全体換気  
安全取扱い注意事項  
： すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの  
取扱いをしてはならない。  
可燃性物質、還元性物質から離して使用すること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避  
： 湿気、水、高温体、火気との接触を避ける。
- 保管  
技術的対策  
： 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを  
不燃材料で作る。  
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板  
その他の軽質な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。  
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、  
照明及び換気の設備を設ける。
- 保管条件  
： 有機物、可燃物及び還元性物質、たとえばアルミニウム、アルミニウム  
酸化物、無水酢酸から離して保管する。  
熱から離して保管する。  
燃焼性物質から離して保管する。  
火源の近くに保管しない。  
直射日光を避け、容器を密閉し冷暗所に保管する。  
必要に応じて施錠して保管する。
- 混触危険物質  
： 可燃性物質、還元性物質(アルミニウム、アルミニウム酸化物、  
無水酢酸など)
- 容器包装材料  
： ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度  
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) : 未設定  
日本産衛学会(20157版) 未設定

ACGIH (2017年版)	TLV-TWA 5mg/m3 (ジルコニウムとして)
	TLV-STEL 10mg/m3 (ジルコニウムとして)
設備対策	: 粉じんが発生するときは、換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 保護マスク(防塵マスク、簡易防塵マスク)を着用する。
手の保護具	: 保護手袋(ニトリル製、塩化ビニル製など)を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて顔面用の保護具、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 白色の結晶性粉末
臭い	: 無臭
pH	: 酸性(水溶液)
融点	: 分解(約100 )
沸点	: 分解
引火点	: 不燃性
爆発範囲	: データなし
比重(密度)	: データなし
溶解度	: 水に溶けやすい。硝酸に溶けやすい。 エタノールに溶けない。
オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: 不燃性(単独では自然発火しないが、可燃性物質と接触すると、熱、 衝撃により自然発火することがあるので注意する。)
分解温度	: データなし
粘度	: データなし
GHS分類	
酸化性固体	: Regulation (EC) No 1272/2008 [EU-GHS/CLP] に従い、また、 UNRTDG クラス5.1 PG II に分類されていることから、 区分2とした。 火災助長のおそれ;酸化性物質(区分2)

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 酸化性があるので、有機物との混触で反応することがある。 強熱すると分解して酸素を放出し可燃物の燃焼を促進する。 還元剤と混触すると、反応することがある。 加熱したり、水との混触で硝酸ガスを発生する。
避けるべき条件	: 日光、熱、火源、スパーク、静電気
混触危険物質	: 可燃物、有機物、還元性物質(アルミニウム、アルミニウム酸化物、 無水酢酸など)
危険有害な分解生成物	: 燃焼の際は、窒素酸化物、ジルコニウム酸化物のヒューム、ガスを発生する。

## 11. 有害性情報

Regulation (EC) No 1272/2008 [EU-GHS/CLP] に従って、GHS分類した。

急性毒性	: 経口 データがないため分類できない。 経皮 データがないため分類できない。 吸入(蒸気) データがないため分類できない。 吸入(粉塵) データがないため分類できない。 ただし、粉じんを吸入すると、のど、気管、鼻の粘膜が刺激されることがある。
皮膚腐食性・刺激性	: 皮膚に付着すると腐食性があるので、区分1Cとした。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷(区分1C)
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: データがないため分類できない。 ただし、眼に入ると眼刺激のおそれがある。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: データがないため分類できない。
生殖細胞変異原性	: データがないため分類できない。
発がん性	: IARC、ACGIH、EPAに記載がないため分類できない。
生殖毒性	: データがないため分類できない。
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	: 情報がないため分類できない。
特定標的臓器・全身毒性	

(反復ばく露) : 情報がなため分類できない。  
吸引性呼吸器有害性 : データがなため分類できない。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : データがなため分類できない。  
水に可溶のため水生環境へ拡散すると推測される。  
水生環境慢性有害性 : がないため分類できない。  
オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
(参考) 焙焼法  
本品は貴重なレアメタルのため、還元焙焼法により金属ジルコニウムとして回収しリサイクルする。  
汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 141

### 国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 3085  
Proper Shipping Name : OXIDIZING SOLID, CORROSIVE, N.O.S.  
Class : 5.1 (酸化性物質)  
Sub risk : 8 (腐食性物質)  
Packing Group :  
Marine Pollutant : No (非該当)  
Limited Quantity : 1kg

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 3085  
Proper Shipping Name : Oxidizing solid, corrosive, n.o.s.  
Class : 5.1  
Sub risk : 8  
Packing Group :

### 国内規制

陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 3085  
品名 : その他の酸化性物質(固体)(腐食性のもの)  
クラス : 5.1  
副次危険 : 8  
容器等級 :  
海洋汚染物質 : 非該当  
少量危険物許容量 : 1kg

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 3085  
品名 : その他の酸化性物質(固体)(腐食性のもの)  
クラス : 5.1  
副次危険 : 8  
等級 :  
少量輸送許容量 : 2.5kg

### 特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。  
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。  
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある。

ある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。火気又は熱気に触れさせない。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。

#### 15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第313号「ジルコニウム化合物」、対象重量%は 1)  
名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第313号「ジルコニウム化合物」、対象重量%は 1)  
(別表第9)  
危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号)
- 化学物質排出把握管理促進法(PRR法): 非該当  
毒物及び劇物取締法 : 非該当  
消防法 : 危険物第1類、酸化性固体、硝酸塩類、第1種酸化性固体、  
指定数量50kg、危険等級
- 船舶安全法 : 酸化性物質類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)  
航空法 : 酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)  
水質汚濁防止法 : 有害物質(施行令第二条)  
「硝酸化合物」  
〔排水基準〕100mg/L(硝酸性窒素)  
生活環境項目(法第二条第二項第二号の政令で定める項目)  
「水素イオン濃度」  
〔排水基準〕・海域以外の公共用水域に排出されるもの  
5.8以上8.6以下  
・海域に排出されるもの5.0以上9.0以下  
(注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
- 輸出貿易管理令 : キャッチオール規制  
(別表第1の16項) 第28類 無機化学品  
HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版): 2834.29-300  
「その他の硝酸塩 - 2その他のもの」

#### 16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

- 参考文献 :
- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ                       | 化学工業日報社                    |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ                              | 化学工業日報社(2007)              |
| 化学物質の危険・有害便覧                                     | 中央労働災害防止協会編                |
| 化学大辞典  | 共同出版                       |
| 安衛法化学物質  | 化学工業日報社                    |
| 産業中毒便覧(増補版)                                      | 医歯薬出版                      |
| 化学物質安全性データブック                                    | オーム社                       |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)                            | 三共出版                       |
| 化学物質の危険・有害性便覧                                    | 労働省安全衛生部監修                 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances | NIOSH CD-ROM               |
| GHS分類結果データベース                                    | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報                                     | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP   |

このデータは作成の時点においての見解によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。